

表2－1－57 振動規制地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指 定 市 町 名	備 考
昭和55年3月31日	昭和55年3月31日	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市東予市、伊予市、土居町、小松町、丹原町、重信町、長浜町	
平成9年4月4日	平成9年5月1日	同 上	見直し
平成12年3月31日	平成12年4月1日	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、伊予市、土居町、小松町、丹原町、重信町、長浜町	中核市移行に伴い、松山市を除外
平成14年6月21日	平成14年7月1日	今治市、長浜町	見直し
平成16年3月30日	平成16年4月1日	伊予市 今治市、新居浜市	見直し 権限委譲に伴い除外
平成16年12月28日	平成17年1月11日	大洲市	合併に伴い変更
平成19年4月27日	平成19年4月27日	大洲市	見直し
平成24年2月24日	平成24年3月1日	八幡浜市	見直し
平成24年3月16日	平成24年4月1日	市への権限委譲	
平成25年2月20日	平成25年2月20日	新居浜市	見直し
平成26年3月31日	平成26年3月31日	松山市	見直し

② 工場・事業場振動

工場・事業場振動については、振動規制法の指定地域内の、金属加工機械等の特定施設（工場・事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設）を設置している工場・事業場が規制の対象となる（資料編6－1、6－2参照）。県内の特定工場等の総数は、平成27年度末現在で1,004事業場であり、このうち、振動規制法に基づく特定施設は、織機が約60.5%、圧縮機が約22.3%を占めている（資料編6－3参照）。

特定工場等には規制基準の遵守義務が課せられており、市町長は、特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められる場合に、振動の防止の方法等に関し計画変更勧告や改善勧告、さらに、改善命令を行うことができる。平成27年度には、改善勧告等は行われていない。

③ 建設作業振動

建設作業振動は、建設機械の使用に伴って発生する振動で、作業自体は、一時的かつ場所的に移動するものが多いが、屋外で行われるため、著しい振動を発生する場合がある。

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、くい打機等を使用する作業を特定建設作業として規制の対象としている（資料編6－4、6－5参照）。

平成27年度の特定建設作業届出状況は、119件であり、くい打機等を使用する作業が約47.1%、ブレーカーを使用する作業が約52.9%を占めている（資料編6－6参照）。

また、建設作業振動については、低振動型建設機械の開発・普及が進められている。

④ 道路交通振動

振動規制法では、振動規制地域における道路交通振動について許容限度が定められている（資料編6－7参照）。振動規制地域を有する市町長は、振動レベルがこの限度を超えていくことにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対して道路の舗装等を要請し、又は都道府県公安委員会に対し交通規制等の措置を要請することができる。

県内の規制地域を有する3市が平成27年度に実施した振動の測定結果は、前年度に引き続いてすべての地点（10地点）で要請限度を下回っていた（資料編6-8参照）。

⑤ 悪臭の現況

発生源別悪臭苦情件数は、公害苦情の中では、大気汚染、水質汚濁に次いで多く、平成27年度における悪臭苦情件数は、表2-1-58のとおり130件であった。その発生源としては、野外焼却、その他の製造業、個人住宅アパート等に起因する苦情割合が多い。

表2-1-58 平成27年度発生源別悪臭苦情件数

	畜産農業	飼料・肥料製造工場	食料品製造工場	化学校	その他の製造工場	サービス業・その他	野外焼却	移動発生源	建設作業現場	下水・用水	ゴミ集積所	個人住宅アパート・寮	不明	計
苦情件数（件）	4	2	3	1	18	14	40	9	2	10	0	17	10	130
苦情割合（%）	3	2	2	1	14	11	31	7	2	8	0	13	8	100

⑥ 悪臭対策

① 悪臭の規制

工場・事業場から発生する悪臭は、悪臭防止法により、都道府県知事又は市長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行い、工場・事業場の監視、測定、基準超過の場合の改善命令等の規制については、市町長が行うこととされている。

同法では、工場・事業場から排出される悪臭原因物質のうち、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等22物質が特定悪臭物質に指定され、図2-1-11のとおり、特定悪臭物質の排出形態に応じて、敷地境界の地表、気体排出口、排出水について、濃度基準が定められている（表2-1-59、資料編7-1～7-3参照）。

なお、従来の特定悪臭物質の濃度による規制基準では生活環境を保全することが十分でないと認められる区域については、濃度規制に代えて臭気指数（嗅覚測定法により算出）による基準を定めることができるが、本県では、導入されていない。

図2-1-11 悪臭の規制基準

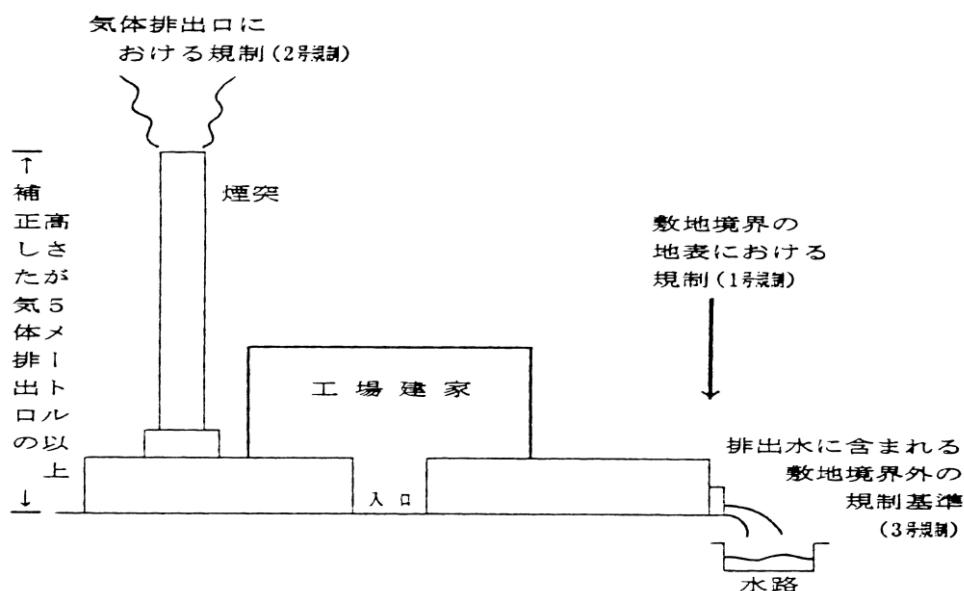


表2－1－59 悪臭の規制基準の種類

規制基準の種類	敷地境界の地表における規制基準(22物質)	気体排出口における規制基準(13物質)	排出水に含まれる敷地境界外の規制基準(4物質)
悪臭原因物の排出形態	事業場全体から漏出	煙突その他の気体排出施設から排出	敷地外に排出される汚水に含有
規制対象悪臭物質			
アンモニア	○	○	
メチルメルカプタン	○		○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
トリメチルアミン	○	○	
アセトアルデヒド	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルプチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	
イソバレルアルデヒド	○	○	
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
スチレン	○		
キシレン	○	○	
プロピオン酸	○		
ノルマル酪酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
イソ吉草酸	○		

本県の悪臭規制地域は、表2－1－60のとおり、化学肥料製造業、クラフトパルプ製造業等に係る工場・事業場が立地している4市1町について、主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域をB区域、それ以外の地域をA区域として、指定が行われている。また、表2－1－61のとおり、悪臭防止法施行令の改正による特定悪臭物質の指定、追加に伴い、順次規制基準を設定している。

表2－1－60 悪臭規制地域の指定状況

告示年月日	施行年月日	指 定 市 町 名	備 考
昭和49年4月9日	昭和49年5月1日	松山市、新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	
平成12年3月31日	平成12年4月1日	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、菊間町、松前町	松山市が中核市に移行することに伴い、松山市を除外した。
平成16年3月30日	平成16年4月1日	新居浜市	権限委譲に伴い除外。
平成16年12月28日	平成17年1月16日	菊間町（除外）	合併に伴い今治市に権限委譲
平成24年3月16日	平成24年4月1日	市への権限委譲	

表2－1－61 悪臭規制基準の設定状況

告示年月日	施行年月日	特 定 悪 臭 物 質
昭和49年4月9日	昭和49年5月1日	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン
昭和53年12月22日	昭和54年1月1日	二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン
平成4年3月27日	平成4年4月1日	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸
平成7年4月28日	平成7年5月1日	プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

② 発生源の規制

規制地域内において悪臭発生が予想される主要な工場・事業場（資料編7－4参照）については、関係市町長が定期的な立入調査を実施し、規制基準に適合しないものに対し、改善指導を行っている。また、その他の地域においても、市町と関係機関との連携の下に、苦情申立てのあった工場・事業場に対し必要な指導を行っている。

平成27年度は、表2－1－62のとおり2市1町の8事業場について、延べ79検体の悪臭物質濃度測定を実施し、基準超過はなかった。

表2－1－62 平成27年度悪臭物質濃度測定状況

市 町 名	四国中央市	西条市	松前町	計
測定事業場数	6	1	1	8
測定検体数	38	1	40	79
基準超過事業場数	0	0	0	0

③ 良好なかおり環境の保全

環境省では、近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、悪臭測定に嗅覚測定法を導入して、その普及を一層推進しているが、それに加えて、かおり環境という新しい考え方を取り入れ、「身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気付くことを通して身の回りにある様々なにおいを意識し、不快なにおいの改善に積極的に取り組む地域の活動」を促進していきたいとの考え方から、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化ーかおり環境ーを保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を認定する「かおり風景100選」事業を実施した。

この事業に本県からは、「愛媛西宇和の温州みかん」（愛媛県）、「西条王至森寺の金木犀」さいじょうおうしもりじ きんもくせい（西条市）、「内子町の町並と和ろうそく」（内子町）の3件が認定された。



【西宇和の温州みかん】



【西条王至森寺の金木犀】



【内子町の町並みと和ろうそく】

第3節 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

1 生活排水対策の推進

公共用水域の水質の汚濁の原因の一つとして、炊事、洗濯、入浴等の人の日常生活に伴って排出される生活排水が大きな要因となっている。

生活排水は、発生源が家庭であり、行政の積極的な取組とともに、住民の自覚、行政への協力がなくては、生活排水対策の推進は望めないものである。

このため、国では、平成2年6月、水質汚濁防止法を改正し、市町村、都道府県、国がどのような役割分担の下で生活排水対策を推進するかを明らかにし、行政としての責務を明確にするとともに、国民の心掛け、努力について規定を設けた。併せて、生活排水対策を特に重点的に推進する必要のある地域について、市町村が総合的な推進計画を策定し、生活排水対策に計画的・総合的に取り組むこととした。

県では、平成3年4月に「愛媛県生活排水対策推進要領」を策定し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって生活排水処理施設等の整備を進めるとともに、常に暮らしの工夫をし、汚濁物質の低減を図ることなど、生活排水対策の基本的な方針を定めている。また、公共用水域に係る環境基準の未達成地域やそのおそれのある地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定し、生活排水処理施設等の整備、生活排水対策の普及啓発等計画的かつ総合的な生活排水対策を推進している。さらに、一層の生活排水対策を推進するため、平成25年3月に策定した「第三次愛媛県全県域下水道化基本構想」に基づき、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的かつ計画的な整備を推進している。

(1) 生活排水対策重点地域の指定

県は、平成3年度から水質汚濁防止法に基づき公共用水域の水質の汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認める地域を生活排水対策重点地域に指定している（表2－1－63参照）。重点地域の指定を受けた市町は、生活排水対策の推進に関する基本方針、生活排水処理施設の整備に関する事項、生活排水対策に係る啓発に関する事項、その他生活排水対策の実施に関し必要な事項を盛り込んだ生活排水対策推進計画を策定し、計画の推進に取り組んでいる。

表2－1－63 重点地域指定の状況

重点地域名	大洲市生活排水対策重点地域	今治市宮窪町生活排水対策重点地域	渡川水系生活排水対策重点地域	重信川水系生活排水対策重点地域	松前町生活排水対策重点地域	宇和海海域生活排水対策重点地域
水 域 名	肱川水域(甲)	瀬戸内海国立公園の区域内の海域	渡川水系の水域のうち愛媛県分	重信川水系及び伊予灘	伊予灘	宇和海
指定年月日	H3. 8. 2	H3. 8. 2	H4. 4. 10	H5. 2. 5	H6. 3. 22	H6. 12. 20
対象地域	大洲市(長浜、豊茂、白滝、戒川、柴、長浜町、肱川町及び河辺町を除く。)の区域	今治市宮窪町の区域	宇和島市三間町、松野町及び鬼北町の区域	松山市(安曇島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善志寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷、和田、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上忽和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畠里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木を除く。)、東温市及び伊予郡砥部町(多居谷、仙波、総津、高市、玉谷、中野川及び満穂を除く。)の区域(中山川水系の流域を除く。)	伊予郡松前町の全区域	宇和島市(三間町を除く)、西予市明浜町、及び南宇和郡愛南町(御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月、御莊深尼、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴、僧都、緑、城辺、蓮乗寺、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月及び久良に限る。)の区域(渡川水系の流域、松田川水系の流域を除く。)

注 下水道処理区域を除く。

(2) 生活排水対策の啓発

生活排水処理施設を円滑に整備、促進するためには、住民の理解と協力が不可欠であることから、生活排水による水質汚濁の状況、生活排水処理施設の機能や整備の必要性など生活排水対策の啓発に努めている。

○ 生活排水対策研修会

生活排水対策の推進母体である市町に対し、生活排水対策の推進を図るため、担当職員を対象にした研修会を実施した。

- ・開催日 平成27年10月30日
- ・内容 ○県内の生活排水対策及び公共用水域の現況について
○生活排水処理施設整備事業の概要について
○第三次愛媛県全県域下水道化基本構想の中間見直しについて

(3) 第三次愛媛県全県域下水道化基本構想の策定

生活排水による河川等の水質汚濁を改善するには、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めていく必要があることから、それぞれの地域の実状や特性に応じた経済的・効率的な生活排水処理施設の整備目標と推進方策を示すとともに、県、市町及び県民の役割を明らかにした「第三次愛媛県全県域下水道化基本構想」を策定している。

この構想は、平成9年度に「愛媛県全県域下水道化基本構想」を策定、その後平成15年度に第二次構想を策定(19年度に中間見直し)し、第二次構想の目標年度である平成24年度を迎えたことから、今後も計画的かつ効率的な生活排水処理施設の一層の普及に向けた取り組

みを進めるため、県下全市町の協力のもと、新たに平成34年度を目標年度とする第三次構想を策定したものである。

① 基本構想の目標年度

この構想は、平成23年度を基準年度、平成29年度を中間目標年度、平成34年度を最終目標年度として、県内全域における生活排水処理施設の計画的な整備を促進していくこととしている。

② 基本構想の内容

○汚水処理人口普及率を平成34年度に86.1%まで向上させ、市町間、地域間の整備格差ができるだけ縮小する

○整備手法の選定に当たっては、地域特性等を考慮し、最適な手法を選定する

③ 基本構想の推進施策

基本構想を推進するため、第二次構想と同様に「生活排水処理施設の整備拡大及び地域格差の是正」、「県民と行政の協働」、「執行体制強化と財源の確保」、「維持管理体制の整備」、「資源の有効利用の推進」の5項目の主要な課題について、必要な具体施策を取りまとめた（資料編3-22参照）。

④ 生活排水処理施設の整備

公共用水域の水質汚濁を防止するためには、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等生活排水処理施設の整備が最も効果的であり、市町がそれぞれの地域の実情に応じて整備を進めている。平成27年度末の本県の汚水処理人口普及率は、76.3%となっている。

① 下水道の整備

下水道は、快適な生活環境を実現し、公共用水域の水質保全に欠かせない施設として、益々その役割は大きなものとなっている。

河川等から取水された水は、産業活動や人々の生活によって汚され、河川等の公共用水域を汚染している。これらの汚水を処理して清浄な水に戻すことは、自然界の水循環の上からも重要である。

このため、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資する下水道は、ナショナルミニマムとして位置付けがなされ、下水道の普及が喫緊の課題となっている。

本県では、平成27年度、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町の11市6町で下水道関係事業を実施中である。また、この11市6町の全市町で汚水処理を行っており、平成27年度末の下水道処理人口普及率（処理区域内人口÷行政区域内人口）は52.3%となっているが、全国平均（平成27年度末で77.8%（福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除く））と比べると普及が大きく遅れている状況にある。

今後は、事業未着手町に対して早期の事業着手を働き掛けるとともに、事業実施市町における下水道の整備を促進し、水質環境の保全と生活環境の整備を図っていく。

なお、県下の公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の実施状況及び整備状況は、表2-1-64及び表2-1-65のとおりである。

表2-1-64 下水道関係事業の実施状況

項目	年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
市	公共下水道	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
町 数	特定環境保全 公共下水道	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
下水道処理											
人口普及率 [%]		43.5	44.7	45.9	47.1	48.0	49.0	49.9	50.7	51.4	52.3

データはそれぞれの年度末のもの。

表2-1-65 整備状況

種類	平成27年度末データ
行政人口	1,410,547人
処理人口	737,761人
処理区域面積	15,946ha
下水道処理人口普及率	52.3%

② 農業集落排水事業

近年、農村地域では、混住化の進展、生活様式の高度化など、農業・農村を取り巻く環境の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、悪臭の発生等、農業の生産環境と農村の生活環境の両面に大きな問題が生じている。

このため本県では、昭和57年度から、し尿・生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水事業を導入して、生活環境の改善と農業用排水、公共用水域の水質保全を図っており、これまでに12市町(松山市、今治市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、鬼北町、愛南町)の261集落[66地区]で農業集落排水施設の整備に取り組み、供用開始されている。平成27年度末の農業集落排水処理人口普及率(農業集落排水施設の整備対象人口に対する供用開始処理区域内の行政人口の割合)は、78%である。

また、農業集落排水施設から発生した汚泥については、循環型社会構築の観点から、環境保全型農業の土づくりや、農地還元の推進に努めることとしている。

なお、県下の農業集落排水事業の推移及び整備状況は、表2-1-66のとおりである。

表2-1-66 農業集落排水事業の推移

年度 項目	S57 ～ H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備考
事業採択地区数	64	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
事業採択地区数（累計）	241	66	66	67	67	67	67	67	67	67	67	(66)
完了地区数	200	55	59	60	63	67	67	67	67	67	67	(66)
事業採択集落数（累計）	915	260	260	261	261	262	262	262	262	262	262	(261)
完了集落数（累計）	676	204	226	228	242	262	262	262	262	262	262	(261)

注1 農業集落排水施設の整備対象人口 50千人

2 27年度末供用開始処理区域内の行政人口 40千人

3 備考（ ）は統合地区を除いた実数

③ 漁業集落環境整備事業

本県の漁業集落は、半島や離島に立地しているものも多く、豊かな自然に恵まれている反面、その生活環境は都市部に比べ、厳しい条件下に置かれている。

このため本県では、豊かで美しい海を保全していくとともに、漁業後継者の確保、ゆとりある漁家生活の実現を図るため、漁業集落環境整備事業等により漁業集落内の排水施設整備を実施し、生活環境の向上を図っている。

昭和62年度から、5市町（今治市、八幡浜市、宇和島市、伊方町、愛南町）の19地区33集落で事業に取り組み、すべての集落において供用が開始されている。

なお、県下の漁業集落環境整備事業の推移は、表2-1-67のとおりである。

表2-1-67 漁業集落環境整備事業の推移

年 度 項 目	S62 ～ H13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23 ～ 27
事業採択地区数	14	3	—	—	—	—	1	1	—	—	—
事業採択地区数（累計）	14	17	17	17	17	17	18	19	19	19	19
完了地区数（累計）	9	10	12	13	15	16	16	17	17	18	19
事業採択集落数（累計）	21	31	31	31	31	31	32	33	33	33	33
完了集落数（累計）	11	12	15	16	21	26	26	31	31	32	33

④ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備

し尿と生活雑排水を合わせて処理できる合併処理浄化槽は、下水道などの集合処理整備区域以外の生活排水対策として、急速に整備が図られている処理施設である。

合併処理浄化槽の主な特徴としては、次のような点があげられる。

ア 短期間で設置でき、しかも下水道と同等の放流水質がえられること。

イ 個別分散型施設であることから、人口の減少・分散や少子高齢化の進展等に個別に対応できる施設であること。

ウ 本県のように汚水処理人口普及率の低い中山間地域を多く抱える地域にとっては他の汚水処理施設に比較して少ない財政負担で効率的に整備することが可能な汚水処理施設であること。

エ 地震や洪水等の災害があった場合に、分散・独立しているため、1箇所の被害が周辺に影響せず、被害を受けた施設の特定や修復が比較的容易であること。

なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、浄化槽法の一部改正により、平成13年4月からは原則として新設が認められなくなったことから、今後、合併処理浄化槽が更に普及するものと期待されている（表2-1-68）。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて下水道と同等の処理能力を発揮するものであるが、毎年1回義務付けられている水質検査の受検率が全国的に低いことなどから、浄化槽の適正な維持管理を図るための浄化槽法の改正が行われ、平成18年2月から施行された。このため、県としては、検査未受検者に対する適切な指導等を行うこととしている。

表2-1-68 合併処理浄化槽設置整備事業

			年度											
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
個人設置	実施市町数		24	17	17	16	16	16	16	15	15	15	15	15
	設置基數	(県費補助)	2,862	2,778	2,613	852	836	828	766	764	676	625	511	491
		(国庫補助)	2,924	2,865	2,702	2,342	2,238	1,915	1,835	1,844	1,792	1,884	1,540	1,400
	設置基數累計 (S63以降)	(県費補助)	27,173	29,951	32,564	33,416	34,252	35,080	35,846	36,610	37,286	37,911	38,422	38,913
		(国庫補助)	27,981	30,846	33,548	35,890	38,128	40,043	41,878	43,722	45,514	47,398	48,938	50,338
市町村設置	実施市町数		6	7	7	8	7	5	6	6	5	6	6	5
	設置基數	(県費補助)	298	277	173	181	185	126	211	285	206	202	176	130
		(国庫補助)	303	283	178	186	187	127	214	289	210	204	178	134
	設置基數累計 (S63以降)	(県費補助)	699	976	1,149	1,330	1,515	1,641	1,852	2,137	2,343	2,545	2,721	2,851
		(国庫補助)	795	1,078	1,256	1,442	1,629	1,756	1,970	2,259	2,469	2,673	2,851	2,985

注：国費補助は5人槽以上、県費補助は国庫補助対象となったもののうち5人槽から10人槽までが対象である。

16年度以降は、市町村合併が進んだことにより個人設置実施市町数が減少している。

19年度以降は、個人設置に対する県費補助を転換分のみとしたため、設置基數（県費補助）は減少している。

2 安全で良質な水の確保

(1) 現況

① 普及率

本県の平成27年3月末における水道の普及率は、92.8%（水道法が適用されない県条例水道等の小規模水道を除く。）であり、全国の普及率97.8%（平成27年3月末確定値）を下回っている。これは、地形的な制約などにより施設整備が困難な山間地が多いこと、地

下水への依存が高いことなどが要因となっている。

水道別の普及状況は表2-1-69のとおりである。

また、地域別でみると表2-1-70のとおりであり、地下水が豊富で自己水源に恵まれた西条市を含む東予地域が低くなっている。

表2-1-69 水道別の普及状況

(平成27年3月末現在)

区分	施設数	給水人口(人)	普及率(%)
上水道	30	1,219,998	85.8
簡易水道	157	78,854	5.5
専用水道	147	20,094	1.4
計	334	1,318,946	92.8

注：水道区分については資料編3-24参照

表2-1-70 地域別の普及状況

(平成27年3月末現在)

区分	施設数	行政区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
東予	119	498,595	431,668	86.6
中予	118	650,971	628,742	96.6
南予	97	271,911	258,536	95.1
計	334	1,421,477	1,318,946	92.8

② 給水量

平成26年度における上水道の年間給水量は145,950千m³であり、1人1日平均給水量及び1人1日最大給水量は、表2-1-71のとおりである。

表2-1-71 上水道の年間給水量

年 度	6 (平成6年渇水)	~	22	23	24	25	26
年間給水量(千m ³)	175,387	~	154,483	151,790	149,759	148,208	145,950
1人1日平均給水量(l)	356	~	347	339	334	332	328
1人1日最大給水量(l)	453	~	406	396	388	390	383

③ 水道水質の管理状況

本県における水道水質は、上水道、簡易水道などの水道事業体ごとに、水道法に基づき自己検査あるいは地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者への委託検査によって定期的に検査を行っている。水道の水質検査体制は、表2-1-72のとおりである。

さらに、水道水質に影響を及ぼす水道施設の管理状況についても保健所が巡回指導を行っている。

表2－1－72 水道の水質検査体制

水質検査機関		水道(用水供給)事業体
自己検査		松山市公営企業局、今治市、新居浜市、四国中央市
共同検査	南予地方水道水質検査センター	宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、南予水道企業団、津島水道企業団
委託検査	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者	西条市、大洲市、伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町

(2) 対策

① 水道の整備

水道施設の整備については、水道未普及地域の解消、渇水時における水源の枯渇に対応するための新規及び予備水源の確保、南海トラフ地震等の自然災害に強い水道施設の更新などに努め、生活用水の安定的な供給を進めている（資料編3－25参照）。

水道施設の整備事業は、国からの交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）及び国庫補助（水道水源開発等施設整備費補助、簡易水道等施設整備費補助）を活用して行っており、平成28年度当初における対象事業は表2－1－73～表2－1－75のとおりである。

なお、生活基盤施設耐震化等交付金は、地方公共団体が整備を行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するため、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金として、厚生労働省により、平成26年度補正予算の際に創設された。

表2－1－73 生活基盤施設耐震化等交付金事業

事業体名	事業内容又は地区名	事業体名	事業内容又は地区名
四国中央市	中田井浄水場耐震化（補強）	四国中央市	中田井浄水場耐震化（更新）
四国中央市	老朽管更新	四国中央市	新宮地区（遠隔監視システム整備）
四国中央市	新宮地区（基幹改良）	四国中央市	北地区（統合整備）
四国中央市	小富士・長津（統合簡水）	今治市	玉川・中村地区（統合整備）
今治市	伯方配水池	今治市	吉海地区（統合整備）
今治市	岡村地区（統合簡水）	今治市	小大下地区（統合簡水）
今治市	今治地区（遠隔監視システム整備）	今治市	別府西地区（統合整備）
上島町	魚島・高井神島（統合簡水）	内子町	石畳地区（統合整備）
内子町	満穂地区（統合整備）	八幡浜市	老朽管更新
八幡浜市	喜木津他（統合整備）	宇和島市	老朽管更新
宇和島市	耐震性貯水槽整備	宇和島市	緊急遮断弁
宇和島市	柿原浄水場中央監視制御	伊予市	上灘地区（統合整備）
東温市	川内地区（統合簡水）		

表2－1－74 水道水源開発等施設整備事業

事業体名	事業内容	事業体名	事業内容
今治市	大西菊間送水（大西分）	今治市	大西菊間送水（菊間分）
砥部町	第2第3第4水源地		

表2－1－75 簡易水道等施設整備事業

事業体名	地区名
愛南町	一本松・内海・稻津・槍松

② 水道水質の衛生対策

微量有害化学物質やクリプトスボリジウムなどによる水道水源の水質汚染への対処等、水道水質の一層の安全確保が重要な課題となっていることから、水道水質基準は、平成15年5月に大幅な改正（一部を除き平成16年4月1日施行）が行われた。これ以降は、社会的、科学的状況を踏まえながら逐次改正され、現在の水質基準項目は51項目になっている（資料編3－26参照）。

県では、水道事業者等に対して浄水施設の高度化や適正な維持管理の徹底を指導とともに、水道法に基づき定められた定期及び随時の検査を行うよう指導している。

さらに、将来にわたる水道水質の一層の安全性、住民の信頼性確保のため、県内の主要な河川及びダム等大規模に取水が行われている水源12地点を水質監視地点として選定し、国が定めた水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目26項目の検査結果について毎年水道事業者等から報告を受けている（表2－1－76、資料編3－27、3－28参照）。

なお、各水道事業者等では、毎年度事業開始前に当該年度の水質検査計画を定めるとともに、水質検査結果等の情報提供に努めている。

表2－1－76 監視地点

水道水源	監視地点	実施主体	頻度	水道水源	監視地点	実施主体	頻度
柳瀬ダム	柳瀬ダム	四国中央市	年2回	政枝第1水源地	滝の宮送水場	新居浜市	年2回
玉川ダム	今治市小泉浄水場	今治市	年2回	周布水源地	周布水源地	西条市	年1回
垣生水源地	垣生浄水場	松山市	年2回	桜井水源地	桜井浄水場	今治市	年1回
石手川ダム	市之井手浄水場	松山市	年2回	かきつばた水源地	かきつばた浄水場	松山市	年2回
野村ダム	野村ダム	南予水道企業団	年2回	西古泉水源地	西古泉水源地	松前町	年1回
須賀川ダム	須賀川ダム	宇和島市	年2回	本村水源地	本村水源地	大洲市	年2回

3 水源かん養機能の保全と健全な水循環の維持

水事情に恵まれない本県にとって、「緑のダム」としての森林の果たす役割に対する県民のニーズは大変大きなものがあり、森林が持つ水資源の確保や水害防止などの水源かん養機能の維持増進を図るため、県と市町連携のもと推進体制を構築するとともに、水源かん養機能を高度に発揮することが望まれる森林地域を中心に、流域全体の間伐等森林整備を進めてきている。これまでに、県内に河口を有し本県を代表する河川である肱川流域や重信川流域、蒼社川流域においては公共造林事業や治山事業に加え、小規模渓流水源林整備事業や広葉樹導入促進事業などの県単独事業により計画的な間伐等を実施するとともに、広葉樹林や複層林の造成等、多様な森林の育成に努めてきた。

また、平成17年度からは、河川の源流域において設定した、愛媛県の水源の森のシンボルと

なる「源流の森」において、強度な間伐を行い、針葉樹と広葉樹の混ざった、水源かん養機能の高い森林への誘導を図った。

さらに、平成 23 年度から平成 26 年度の間、県民の生活に不可欠な水を蓄えるダムの上流において、放置森林が多く残っている箇所を奥地水源地域として設定し、これら放置森林の間伐を行い、水源かん養機能の回復を図ってきたところである。

森林や農地・農業水利施設の持つ水源かん養機能の維持増進を図るとともに、雨水・再生水の利用など水の有効利用の促進を図り、健全で安全な水循環の保全に努める。

第4節 快適な暮らし空間の実現

1 やすらぎのある緑豊かな住環境の整備

生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とした、総合的・計画的な国土利用に関する法律として、国土利用計画法がある。同法は、土地利用に関する諸計画を体系化して、昭和49年に制定されたもので、土地利用関係諸計画及び土地利用規制の体系化、土地取引の規制や遊休土地に関する措置により、土地政策を総合的に推進するものである。

愛媛県では、同法に基づき、国土の利用に関する基本的かつ長期的な構想である国土利用計画と、同計画を基本として地図上で具体的な土地利用の状況や方向性を示す土地利用基本計画を定めている。

(1) 國土利用計画（愛媛県計画）

国土利用計画（愛媛県計画）は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、公共の福祉の向上、自然環境の保全などを図りながら、国土利用の配分とその利用方向を示した長期的な構想である。現在の第四次県計画は、平成25年3月に平成32年を目標年次として策定されたもので（第一次計画は、昭和52年に、第二次計画は、昭和62年、第三次計画は、平成13年に策定）、

「県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念としている。

第三次県計画からの主な変更点は、東日本大震災を始めとする近年の災害の増加・甚大化の傾向や南海トラフ地震などの大規模地震・津波の発生の懸念に加え、近年の「地球温暖化」対策や石油・エネルギー等の「資源が制約されること」による影響への懸念を追加し、これらを踏まえた県土の保全と安全性の確保を図ることとしていること、また、新たな視点として、量的・質的側面だけではとらえきれなかった「土地と土地」、「土地と人」の関わりの重要性を、

「土地利用を巡る状況」という視点から、「土地利用相互の関係性の高まり」や「多様な主体の関わりの増加」、「人々の参加意識の高まり」として示し、都市的土地利用と自然的土地利用の調和ある土地利用や県民参加の県土管理を推進することとしている。

なお、本計画は、総合的かつ計画的な土地利用の調整を図るため、次の事項を定めている。

① 県土の利用に関する基本構想

② 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

③ ②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、本計画における県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、表2-1-77のとおりである。